さがえ いきいき参画プラン

（第４次寒河江市男女共同参画計画）（案）

令和９年　月

山形県寒河江市

目　　次

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の趣旨……１
○計画期間及び名称……１
○計画の位置づけ……１
２　第３次計画における取組状況……３
３　社会情勢の変化
（１）少子化・人口減少社会について……５
（２）年齢３区分別の人口の推移……５
（３）年齢階級別労働力率……６
４　男女共同参画の動向……７
（１）男女共同参画に関する用語の認知度について……８
（２）家庭生活や職場などでの男女の立場について……９
（３）家庭生活の状況について……10
（４）家庭における夫婦の役割分担について……11
（５）男女共同参画社会を実現するうえで重要なことについて……11
（６）男女共同参画社会を実現するうえで行政に必要な取組について……13
（７）家庭生活、仕事、地域活動のバランスについて……13
（８）仕事と生活の調和のために必要な取組について……14
（９）女性が職業につく、または、働き続けていくうえで必要な取組について……15
(10) 配偶者・パートナーからの暴力について……16
５　計画の基本方針……17
６　施策の体系……19

第２章　計画の内容

基本目標Ⅰ　性別にかかわらず、お互いを尊重し認め合う社会の基盤づくり【人権尊重・意識醸成】

施策の方向１　人権尊重の理念に対する理解の促進……20
施策の方向２　固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消と社会の慣行の見直し……21
施策の方向３　男女共同参画の視点に立った学びの推進……22
施策の方向４　女性の地元定着の促進……23
基本目標Ⅰの数値目標……23

基本目標Ⅱ　あらゆる分野において、一人ひとりが活躍できる環境づくり【職場環境・共働】

施策の方向５　男女が平等に活躍でき、仕事と生活を両立できる職場環境づくり……24
施策の方向６　あらゆる分野での女性の活躍の推進……25
施策の方向７　行政の政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大……27
施策の方向８　地域活動等における男女共同参画の促進……28
基本目標Ⅱの数値目標……28

基本目標Ⅲ　個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり【生活基盤・健康】

施策の方向９　あらゆる暴力の根絶……30
施策の方向１０　生涯を通じた健康づくり……32
施策の方向１１　様々な困難を抱える人への支援や多様性の尊重……33

基本目標Ⅲの数値目標……34

第３章　計画の推進体制

１　庁内の推進体制……35
２　計画の進行管理……35
３　国・県との連携……35

付属資料

〇寒河江市男女共同参画審議会委員名簿（五十音順）……37
〇計画策定までの経過……38

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の趣旨

我が国では、平成 11 年６月に男女共同参画社会基本法が公布・施行され、「男女共同参画社会」の実現は「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけられました。

本市においては、男女共同参画社会の形成を目指し、平成 26 年３月の第１次計画策定以降、時代のニーズに合わせて計画を更新しながら、施策を推進してきました。

しかし、本市が令和８年度に実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」（以下「意識調査」という。）では、令和３年度に実施した同調査（以下「前回調査」という。）に比べ、家事や子どもの世話等家庭生活における男女間の役割分担については「夫婦が同じくらい」と回答した割合が増えているものの、全体としては前回調査から大きな変化はなく、性別による固定的役割分担意識や男女の不平等感が根強く残っている結果となりました。

この間、国においては、令和８年３月に、第６次男女共同参画基本計画を策定し、2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指しており、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、取組に反映することが必要であるとしています。また、配偶者等からの暴力（ＤＶ）や生活の困窮などの困難な問題を抱える女性をめぐる問題が浮き彫りとなり、令和６年４月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、女性への支援を強化する取組が求められています。

本市においては、令和８年度に第３次寒河江市男女共同参画計画が終了することに伴い、これまでの取組状況を踏まえ、男女共同参画に係る課題や社会情勢の変化に対応した「さがえ いきいき参画プラン（第４次寒河江市男女共同参画計画）」（以下「第４次計画」という。）を策定しました。

○計画期間及び名称

第４次計画の計画期間は、令和９年度から令和 13 年度までの５年間とします。また、名称は、「さがえ いきいき参画プラン（第４次寒河江市男女共同参画計画）」とします。

○計画の位置づけ

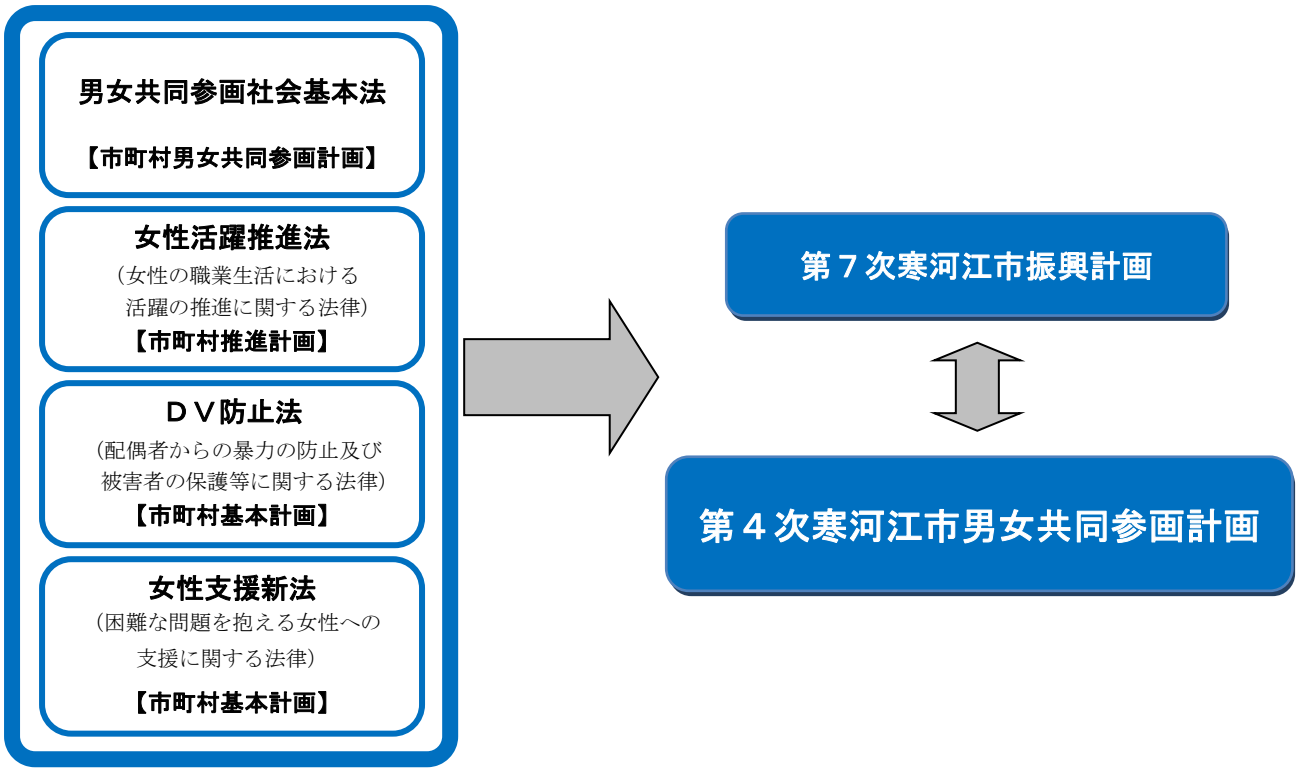
⑴　本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第３項に規定する「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。

⑵　本計画は、上位計画である「第７次寒河江市振興計画」をはじめ、関連する諸計画との整合性を図り、策定するものです。

⑶　本計画は、「基本目標Ⅱ　あらゆる分野において、一人ひとりが活躍できる環境づくり」の部分を女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第６条第２項に規定する「市町村推進計画」として位置づけます。

⑷　本計画は、「基本目標Ⅲ　個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり」のうち、施策の方向９「あらゆる暴力の根絶」の部分を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「ＤＶ防止法」という。）第２条の３第３項に規定する「市町村基本計画」として、施策の方向 11「様々な困難を抱える人への支援や多様性

の尊重」の部分を困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援新法」という。）第８条第３項に規定する「市町村基本計画」として位置づけます。



⑸　本計画は、平成 27 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）※」の理念を踏まえ取り組んでいくものです。

※　平成 27 年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標です。「誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球およびそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。ゴール５として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を掲げるとともに「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」としています。

【本計画とＳＤＧｓとの関わり】

【貧困】



あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる

【保健】



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

【教育】



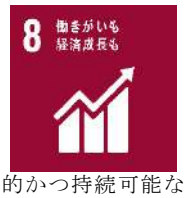
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

【ジェンダー】



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

【経済成長と雇用】



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する

【不平等】



国内及び各国家間の不平等等を是正する

【平和】



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

【実施手段】



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナシップを活性化する

２　第３次計画における取組状況

（計画期間：令和４年度～令和８年度）

基本目標Ⅰ　お互いを尊重し、認め合う社会の基盤づくり【人権尊重・意識醸成】

○広報誌等において、男女共同参画に関する現状や重要性を発信しました。
○パパママスクールの男性参加率向上を図るために開催日を工夫したほか、保育所や幼稚園で開催している家庭教育講座等においても、男性の参加を励行し、育児における父親の協力体制の重要性を伝達するなど、男性の子育て参画意識の高揚を図りました。
○学校においては、男女平等や男女共同参画社会について学ぶとともに、一人ひとりの持つ特性や個性を尊重し、多様性を認めることで偏見や差別等のない社会を構築できるよう、子ども達の資質・能力の醸成に努めました。

指標名		現状値（策定時）	現状値	目標値
①	「男女共同参画社会」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	52.9% （R3調査）	63.4% （R8調査）	80%
②	第１子出産時のパパママスクールに夫が参加する割合	75.3% （H28～R2年度の平均）	98.3% （Ｒ7年度）	80%

基本目標Ⅱ　雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和【職場環境】

○「新しいワークスタイル創出支援事業」の一環で「Next biz by 寒河江市」（経営支援システム）を活用し、職場環境づくり等の情報を配信しました。
○カフェを併設したコワーキングスペース「寒河江百貨店」を整備し、レンタルオフィス設置等の新たな拠点づくりに取り組みました。
○安心して子育てができるよう、放課後児童クラブの新設、にしねこども園を開園しました。
○西村山創業セミナーの開催及びオンライン主体のビジネス講座「ローカルビジネス大学寒河江校」を開校し、女性創業者への支援を実施しました。

指標名		現状値（策定時）	現状値	目標値
①	「男女雇用機会均等法」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	70.6% （R3調査）	76.8% （R8調査）	90%
②	「ワーク・ライフ・バランス」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	47.4% （R3調査）	69.2% （R8調査）	75%
③	育児休業取得率（従業員5名以上の市内事業所）	女性 85.5% 男性 14.3% （R2年度）	女性95.5% 男性93.2% （Ｒ6年度）	女性 95% 男性 30%
④	次世代認定マーク（くるみん）取得企業と女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）を受けた企業の合計件数	4件 （R3年度）	4件 （R7年度）	10件
⑤	女性の創業相談件数	101件 （H28～R2年度の累計）	147件 （R4~R7年度の累計）	130件 （R4~R8年度の累計）

基本目標Ⅲ　男女ともに能力を発揮できるまち【共働】

○市の審議会・委員会等において、委員依頼時に各団体へ女性役員の推薦を働きかけるなど、行政における政策や方針決定の場における男女共同参画を推進しました。
○市防災訓練において、女性視点での避難所運営訓練を実施するなど、女性の参加者増に努めました。

指標名		現状値（策定時）	現状値	目標値
①	市の審議会等における男性委員及び女性委員の比率	男性 71.0% 女性 29.0% （R3.3）	男性 71.5% 女性 28.5% （R7年度）	男性 40%以上 女性 40%以上

基本目標Ⅳ　安全安心なくらしの実現【生活基盤・健康】

○「男女間の暴力の根絶に関する意識の啓発」を図るため、広報パンフレットやポスターを活用し、国・県と連携しながら暴力の根絶に向けた啓発活動を実施しました。
○ＤＶ被害者の相談はもとより、保健師による家庭訪問、育児相談の中でＤＶに結び付くものは、こども家庭センター内で情報を共有し、関係機関と連携し対応してきました。
○生涯を通じた健康づくりを推進するため、年代に応じた健康診査や相談体制を充実させました。
○母子・父子自立支援員による相談業務を通して、ひとり親世帯の生活実態を把握し、就業のための資格取得期間中の生活費の支給や学用品費や修学旅行費用の援助、学習塾に通うことが難しいこどもを対象にした学習支援などを行いました。

指標名		現状値（策定時）	現状値	目標値
①	「デートＤＶ」という用語について、”言葉も意味も知っている”と回答した割合	45.3% （R3調査）	48.6% （R8調査）	85%
②	３か月健診受診率	97.9% （R2年度）	100.0% （R7年度）	100%
③	子宮がん検診受診率	42.7% （R2年度）	15.9% （R7年度）	50%
④	乳がん検診受診率	42.1% （R2年度）	21.6% （R7年度）	60%

３　社会情勢の変化

（１）少子化・人口減少社会について

本市の人口は、平成 17 年の 43,625 人をピークに年々減少し、この傾向は年々加速度的に進行していることから、令和 17 年の将来目標人口を 35,070 人と定め、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による同年の本市推計人口 34,732 人を 338 人上回る目標を設定し、人口減少を緩やかにするための取組を行っています。

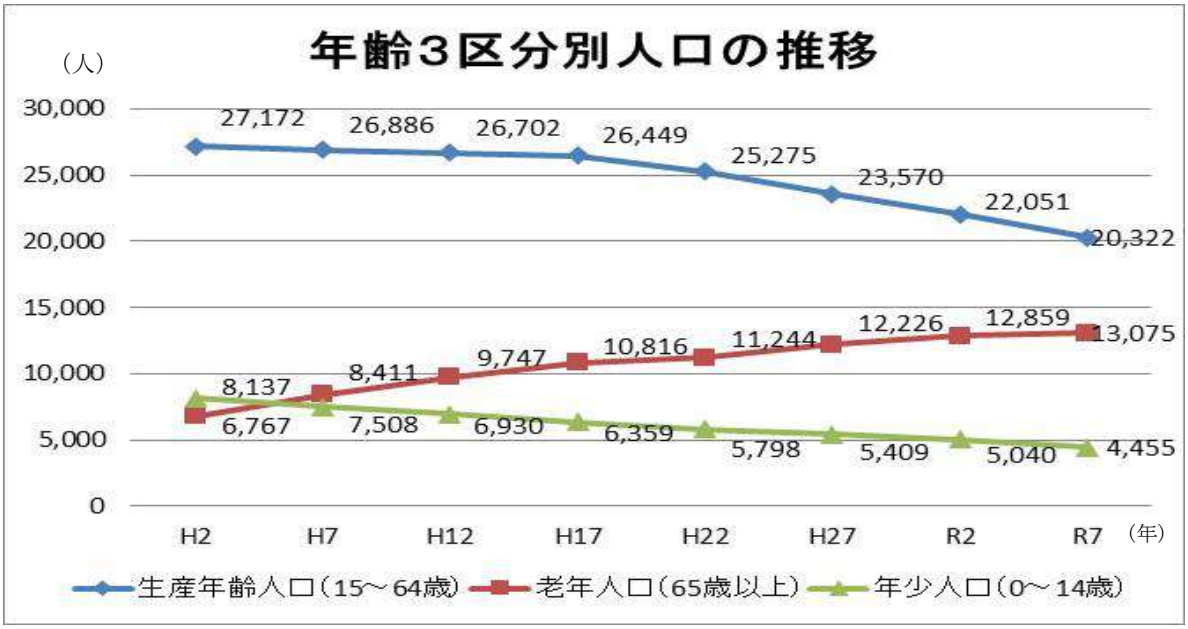


（２）年齢３区分別の人口の推移

出典：国勢調査

生産年齢人口は昭和 60 年から緩やかに減少し、年少人口は第２次ベビーブームを過ぎた昭和 50 年代後半から減少を続けています。

一方、老年人口は増加を続け、平成７年には年少人口を逆転しました。社人研によると、令和７年をピークに、その後、緩やかに減少していくものと推計されています。



出典：国勢調査

（単位：%）

区　　分	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7
生産年齢人口（15～64歳）	64.6	62.8	61.6	60.6	59.7	57.2	55.2	53.7
老年人口（65歳以上）	16.1	19.6	22.5	24.8	26.6	29.7	32.2	34.5
年少人口（0～14歳）	19.3	17.5	16	14.6	13.7	13.1	12.6	11.8

（３）年齢階級別労働力率

女性の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は，結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し，育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られていますが、近年、M字の谷の部分が浅くなってきています。本市では、全国と比較するとその谷の部分が浅くなっています。



出典：令和２年国勢調査

年齢	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65 以上
全国	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	19.9
県	13.2	76.4	90.3	87.1	87.8	89.2	89.1	87.2	82.0	67.6	20.7
市（女性）	12.3	77.3	90.5	85.4	88.1	90.1	90.3	86.7	80.2	67.1	21.0
市（男性）	13.8	88.1	98.2	96.7	97.2	97.5	96.8	97.3	96.2	89.5	43.2

４　男女共同参画の動向

意識調査の概要

① 調査の目的

本市における男女共同参画に関する現状や課題、市民の意識を把握し、「第４次計画」の策定や今後の施策の参考とすることを目的に実施

② 調査方法等

○調 査 期 間：令和８年６月 24 日～令和８年７月 10 日
○調査対象者：寒河江市内に在住する 18 歳以上の男女
○抽 出 方 法：住民基本台帳から 900 名を無作為に抽出
※「20 代」「30 代」「40 代」「50 代」はそれぞれ 150 名（男女各 75 名）、
また、「10 代」「60 代」「70 代」はそれぞれ 100 名（男女各 50 名）
○調 査 方 法：郵送による回答用紙または電子申請フォーム配付
郵送又は電子申請による回答

③ 回答結果

○回　答　数：276 名（男性：131 名、女性：143 名、その他：2 名）
○回　答　率：30.7％（郵送･持参回答 26.1％(72 名)、電子申請回答 73.9％(202 名)）

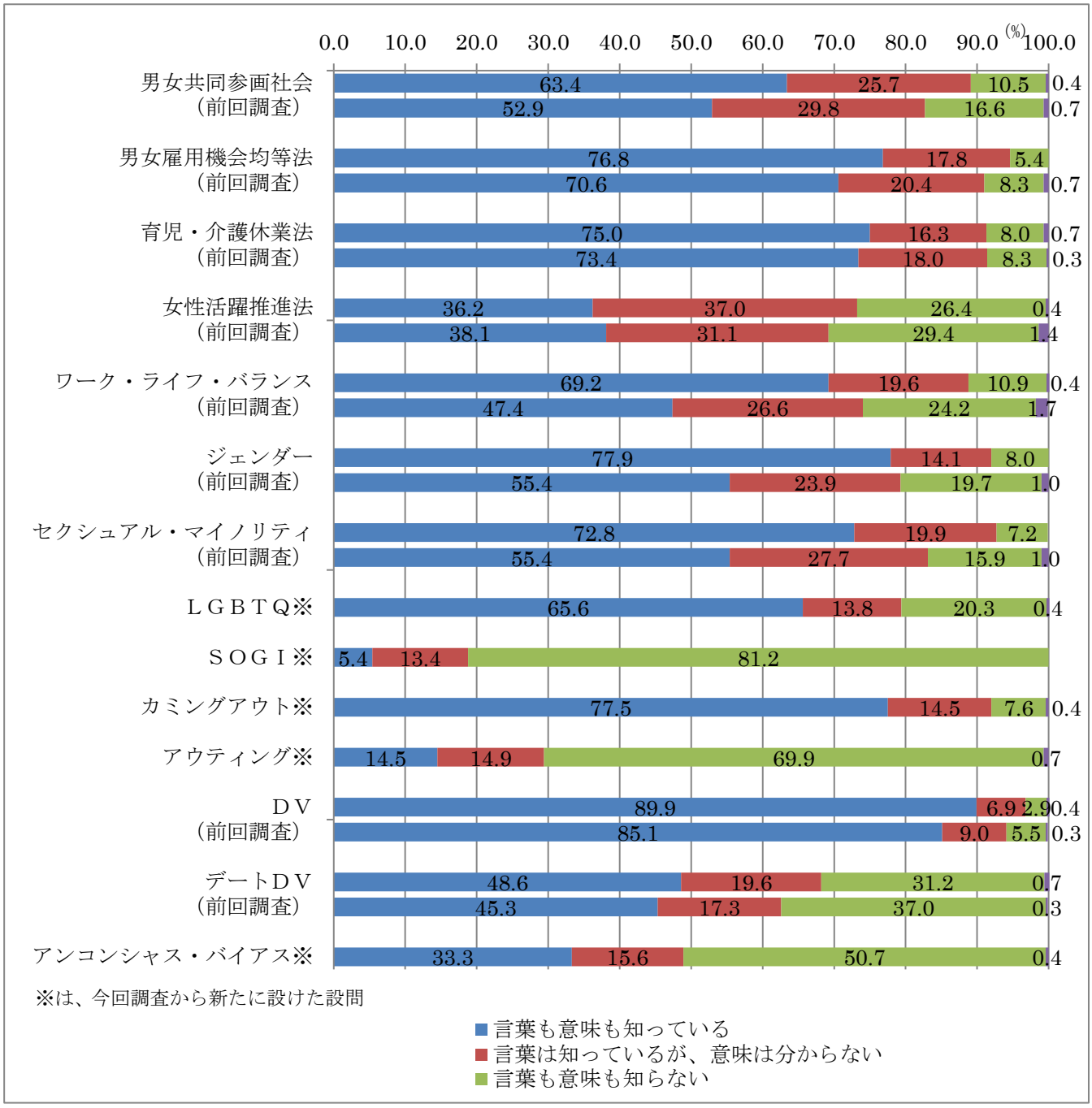
④ 調査項目

◇男女共同参画に関する用語の認知度について
◇家庭生活や職場などでの男女の立場について
◇家庭生活の状況について
◇家庭における夫婦の役割分担について
◇管理職や役員の状況について
◇役職の要請への対応について
◇女性の活躍について
◇男女共同参画社会を実現するうえで重要なことについて
◇男女共同参画社会を実現するうえで行政に必要な取組について
◇家庭生活、仕事、地域活動のバランスについて
◇仕事と生活の調和のために必要な取組について
◇職場における男女間差別の理由について
◇女性が職業につく、または働き続けていくうえで必要な取組について
◇男性の育児休業・介護休業の取得について
◇配偶者・パートナーからの暴力について
◇抱える悩みや困難について
◇自身の性別やセクシュアリティについて
◇セクシャル・マイノリティの方との間柄について
◇性の多様性への理解について
◇セクシャル・マイノリティの方の困難について

（注）次ページ以降は調査結果を抜粋して掲載しています。また、グラフの合計値は、端数の関係で100%にならない場合があります。

（１）男女共同参画に関する用語の認知度について

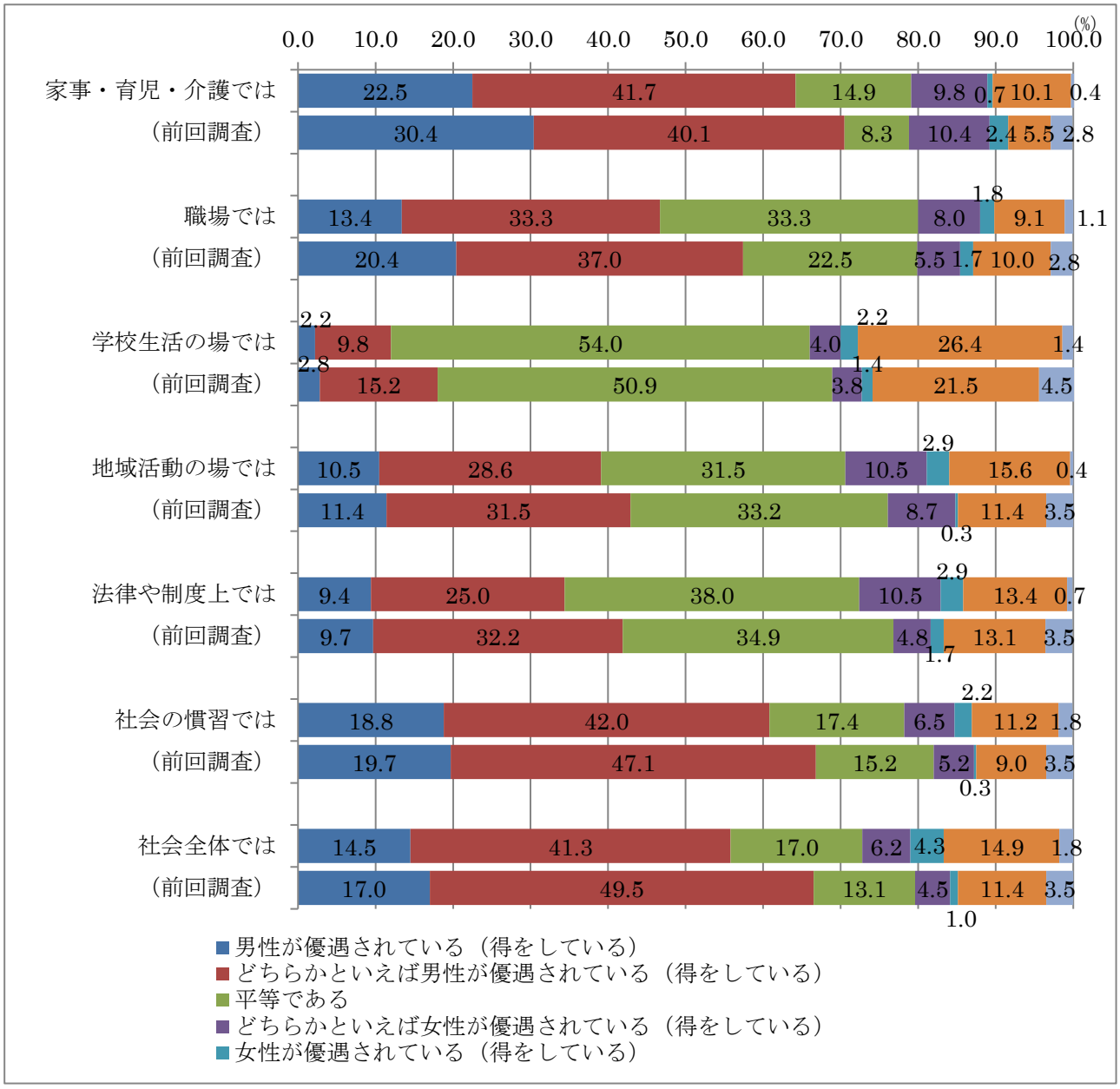
問　あなたは、次の言葉や意味を知っていますか。



○「言葉も意味も知っている」と「言葉は知っているが、意味は分からない」の合計について、前回調査と今回調査における同様の項目については、「育児・介護休業法」を除いて前回調査を上回っています。

（２）家庭生活や職場などでの男女の立場について

問　あなたは次にあげる分野で、男女の立場は平等になっていると思いますか。

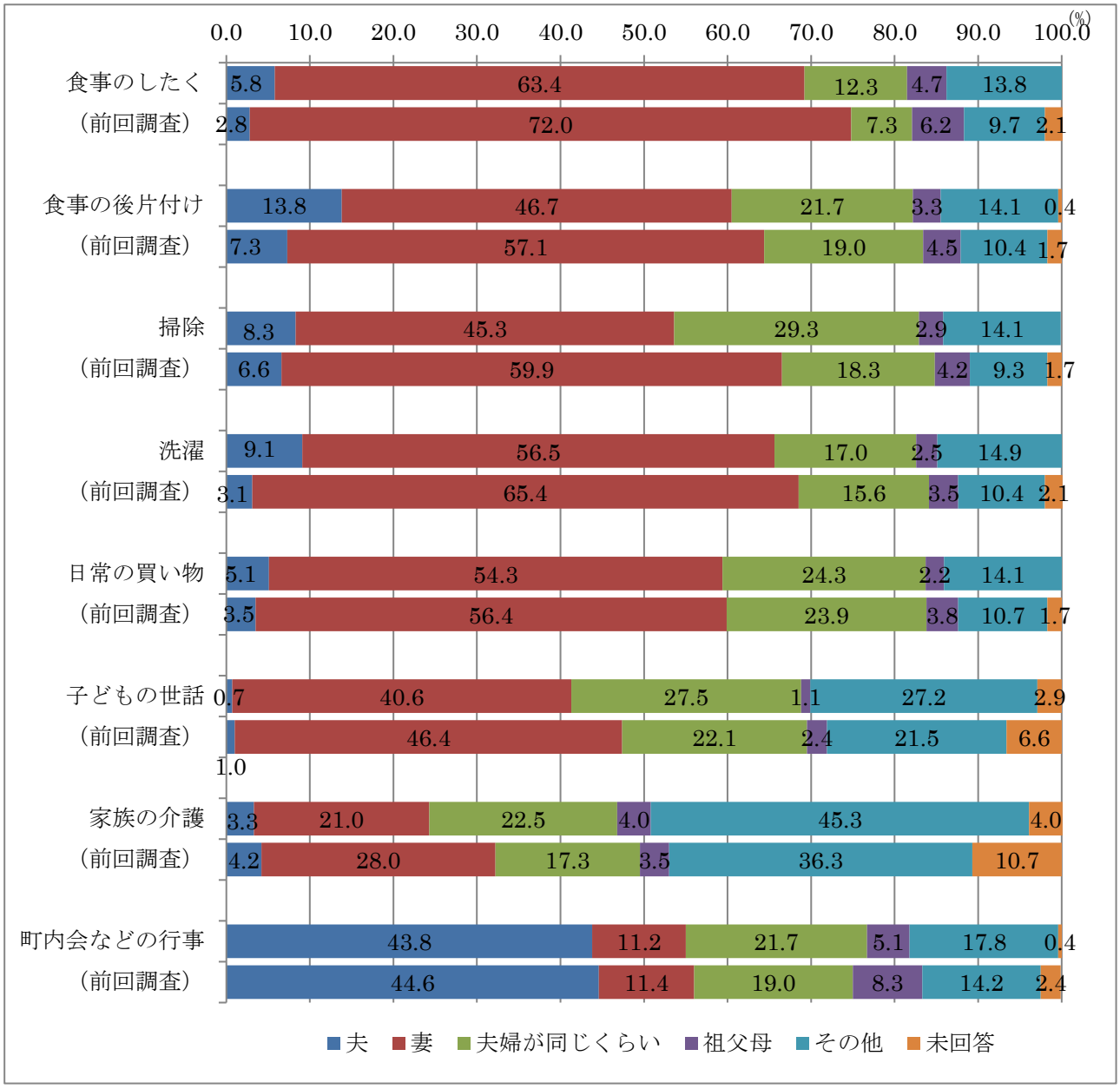


○前回調査と比べて、「地域活動の場」以外は「平等である」は大きく上昇しており、「学校生活の場」は前回調査同様に最も割合が高くなりました。

○「家事・育児・介護」「職場」「社会の慣習」「社会全体」について、「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」をあわせた割合が約６割と高い割合となりました。

（３）家庭生活の状況について

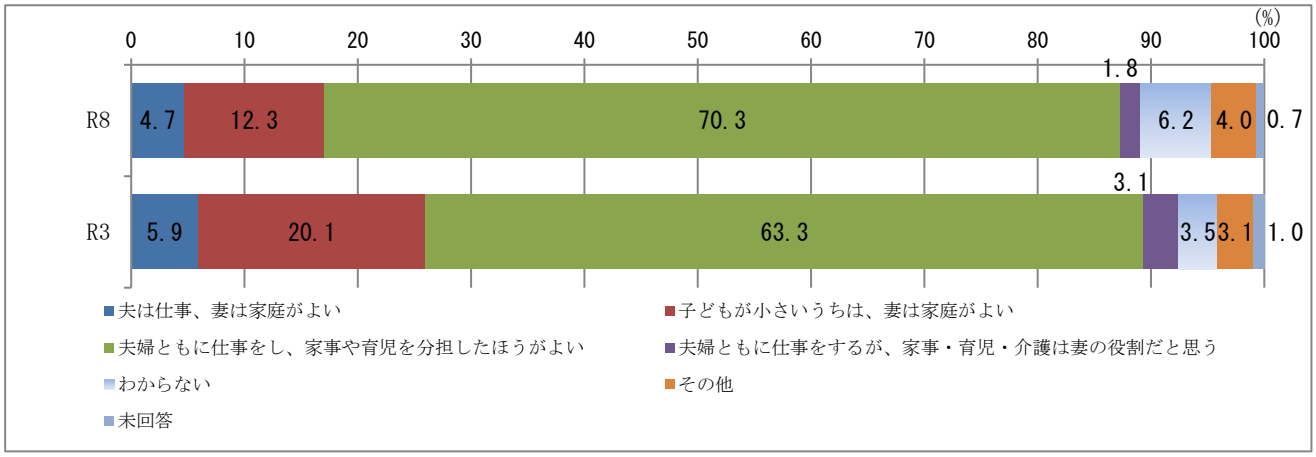
問　あなたの家庭では、次にあげることはどなたが主にしていますか。



○前回調査と同様、ほとんどの項目で「妻」が主にしていると回答しており、町内会などの行事については「夫」という結果となりました。また、全ての項目について「夫婦が同じくらい」の割合が上昇しています。

（４）家庭における夫婦の役割分担について

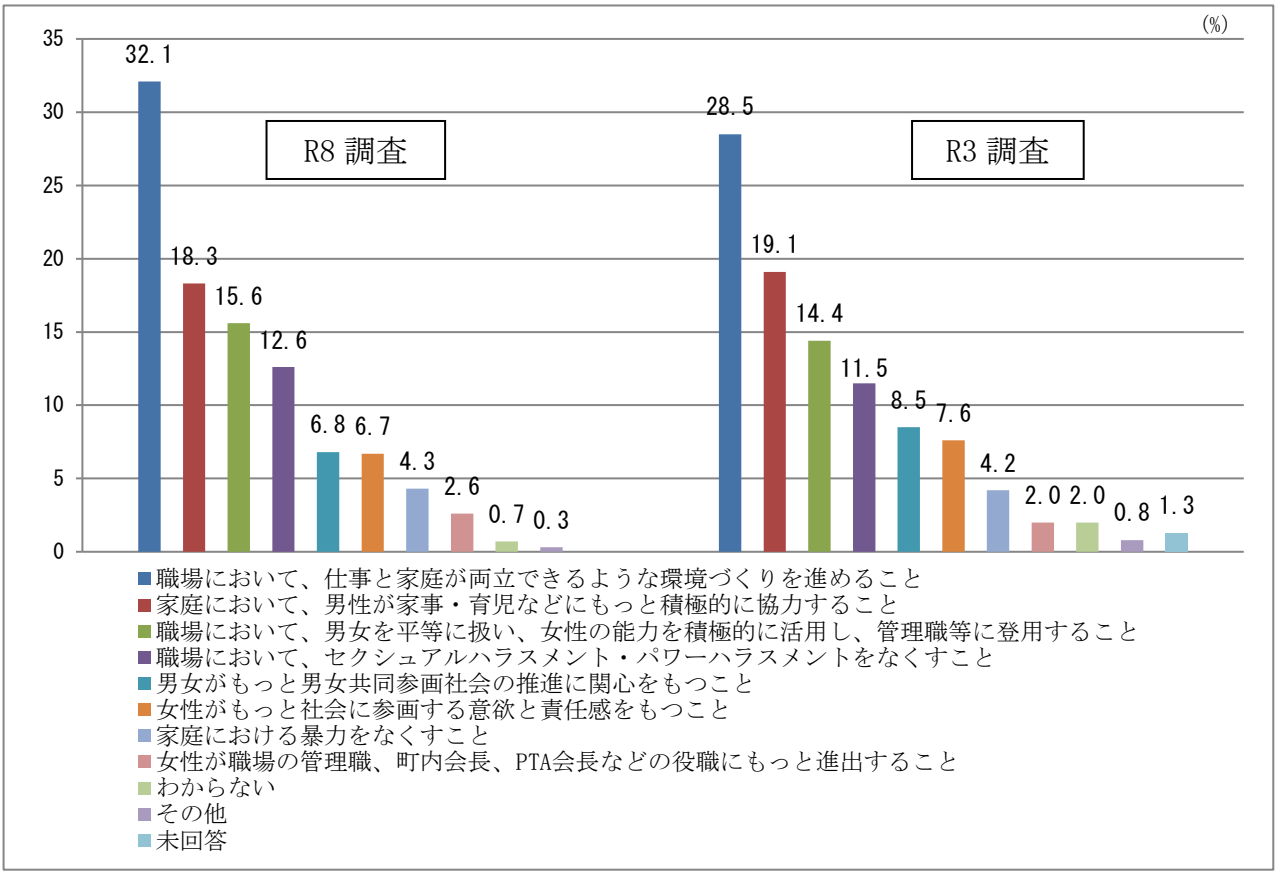
問　あなたは、家庭における夫婦の役割分担について、どのように考えていますか。

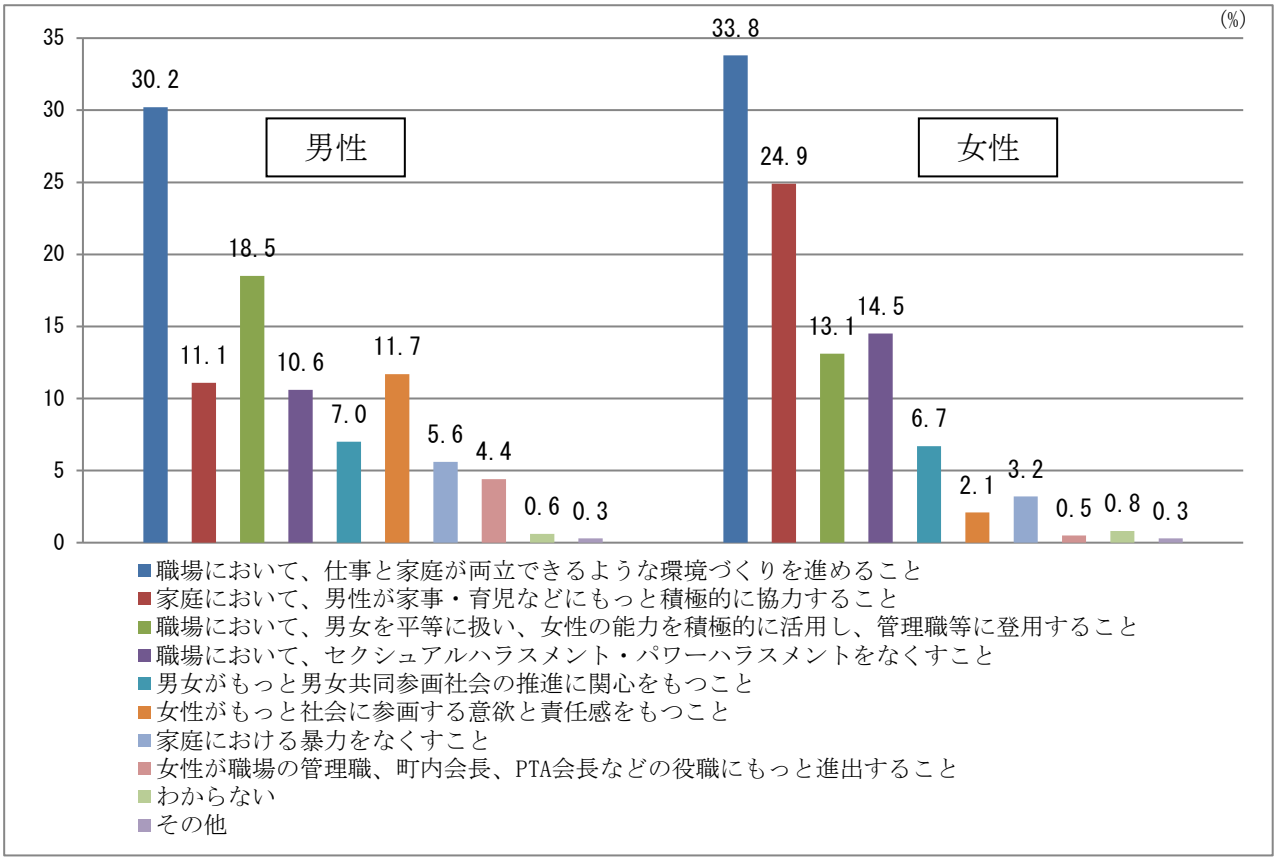


○前回調査と比べて、「夫婦ともに仕事をし、家事や育児を分担したほうがよい」と答えた割合が 7.0%上昇している。

（５）男女共同参画社会を実現するうえで重要なことについて

問　男女共同参画社会を実現するうえで重要なことはどのようなことだと思いますか。



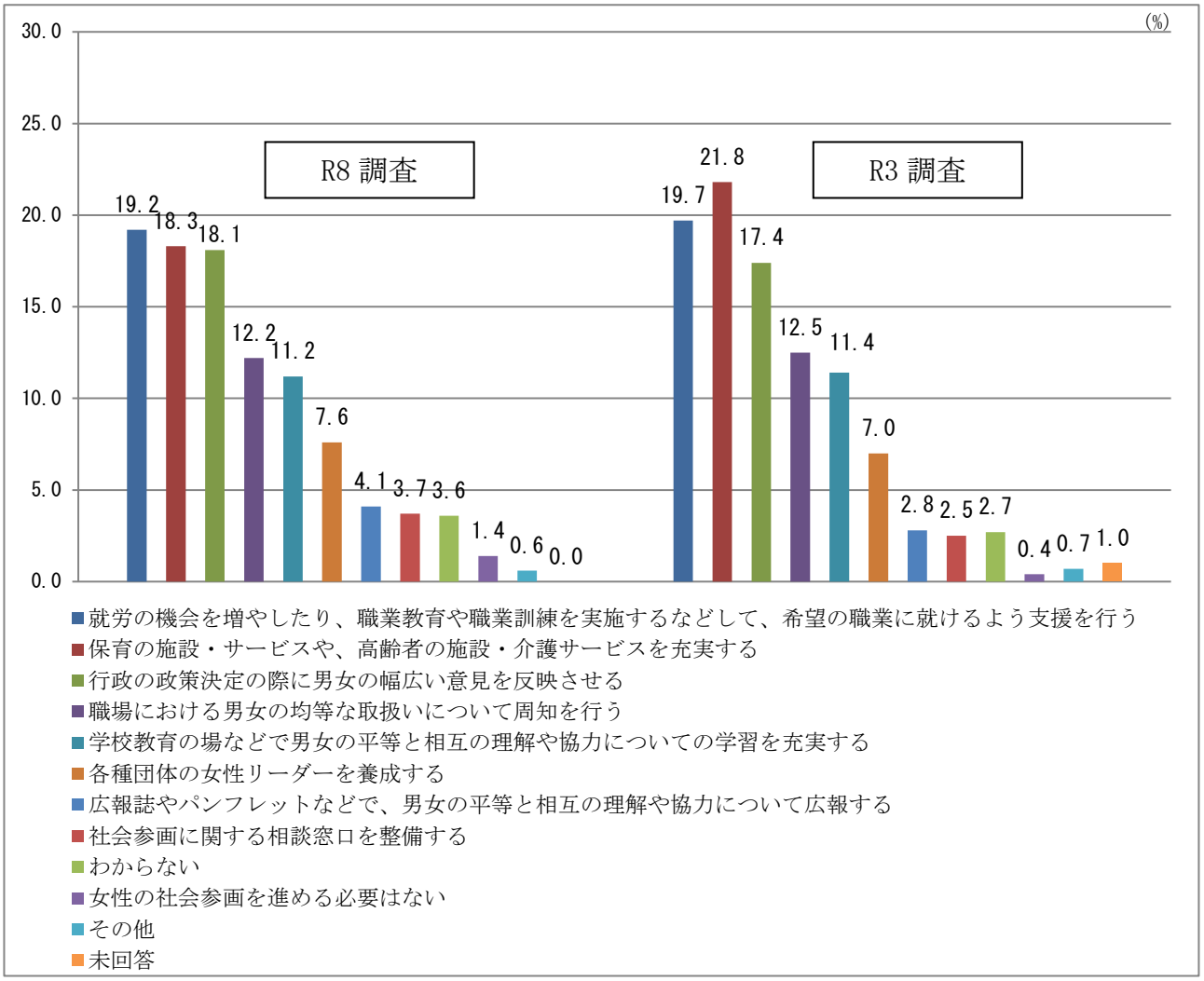


○前回調査とほぼ同様の傾向を示しており、「職場において、仕事と家庭の両立ができるような環境づくりを進めること」「家庭において、男性が家事・育児などにもっと積極的に協力すること」「職場において、男女を平等に扱い、女性の能力を積極的に活用し、管理職等に登用すること」が上位を占めました。

○男女別で見た場合、「家庭において、男性が家事・育児などにもっと積極的に協力すること」と回答した女性の割合が男性を大きく上回っています。

（６）男女共同参画社会を実現するうえで行政に必要な取組について

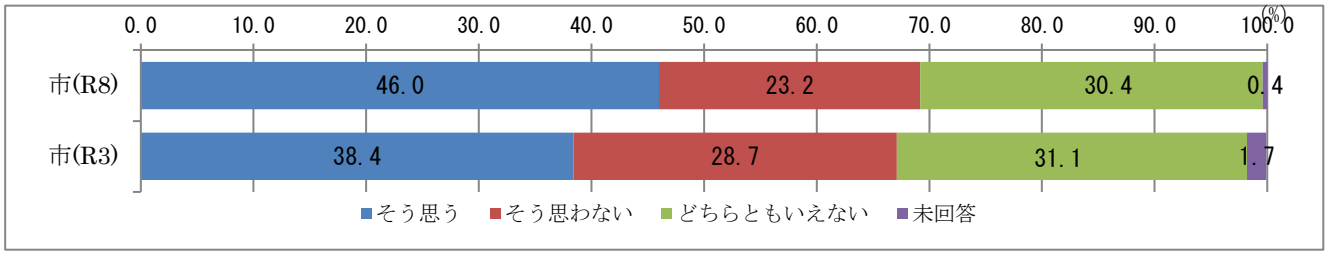
問　男女共同参画社会を実現するうえで、国や県、市町村は今後どのような取組が必要だと思いますか。



○「就労の機会を増やしたり、職業教育や職業訓練を実施するなどして、希望の職業に就けるよう支援を行う」「保育の施設・サービスや、高齢者の施設・介護サービスを充実する」「行政の政策決定の際に男女の幅広い意見を反映させる」が上位を占めました。

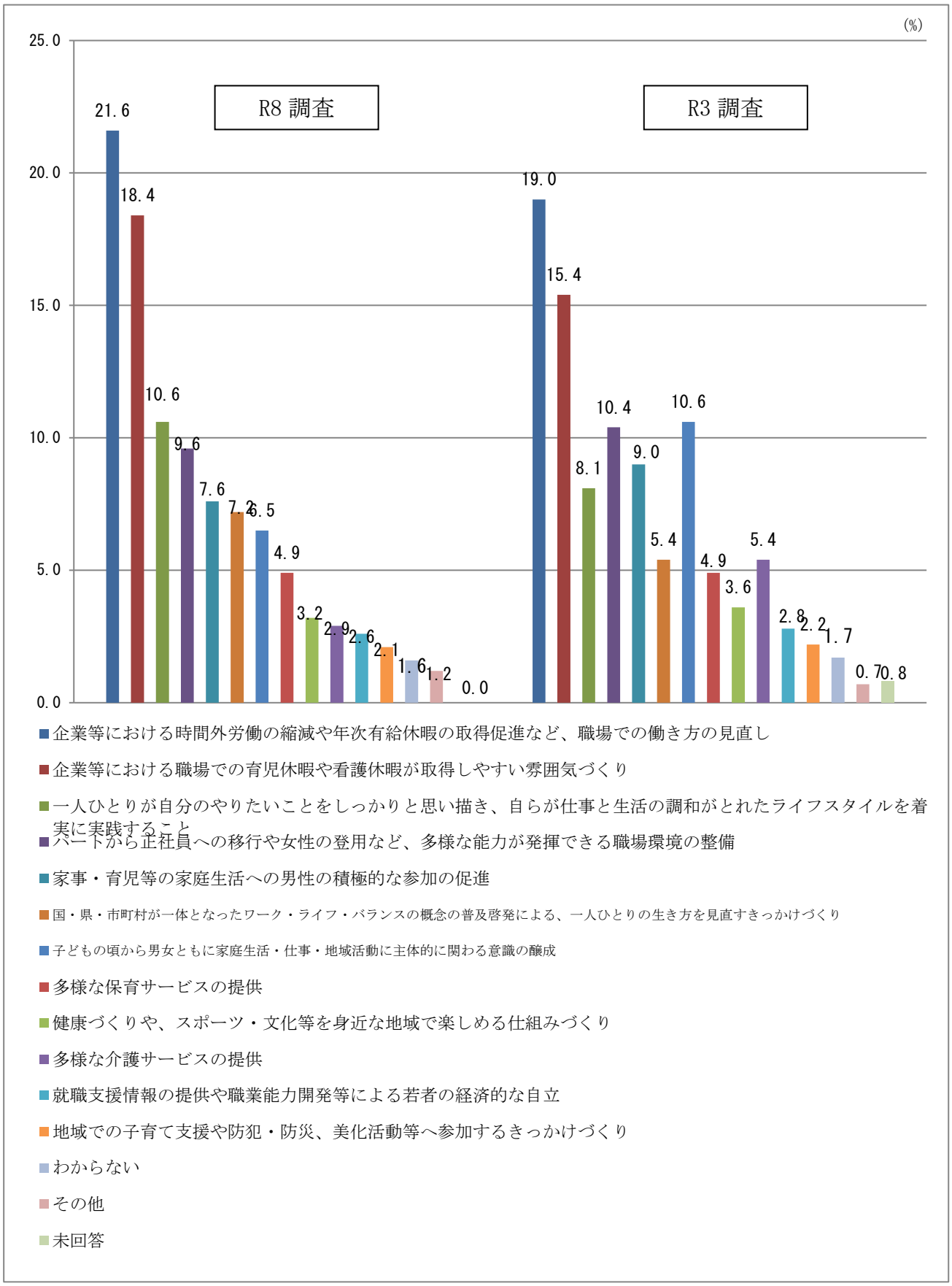
（７）家庭生活、仕事、地域活動のバランスについて

問　あなたは現在、家庭生活、仕事、地域活動のそれぞれに関わり、バランスのとれた生活を過ごしていると思いますか。



（８）仕事と生活の調和のために必要な取組について

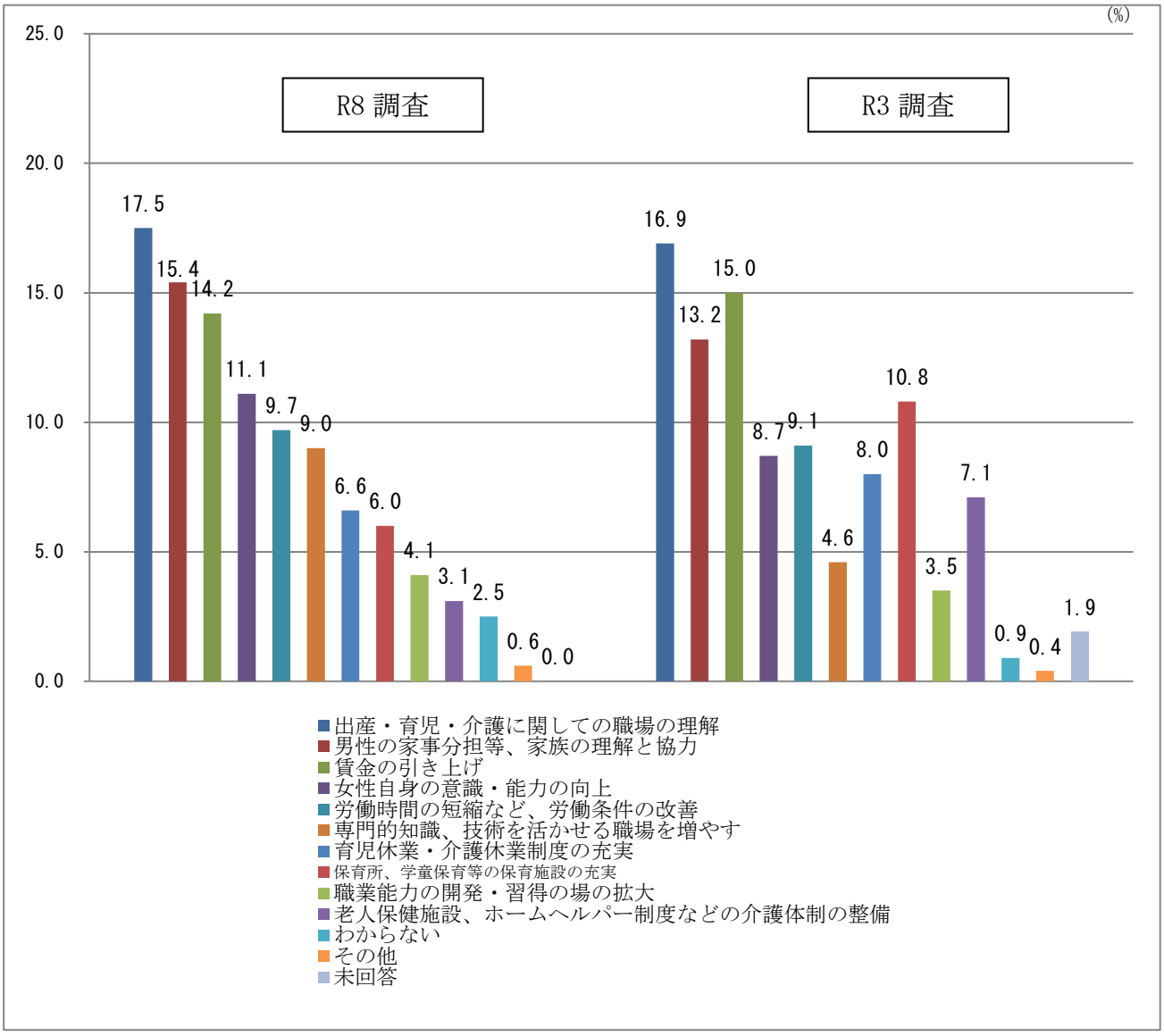
問　あなたは、仕事と生活の調和がとれるようになるには、どのようなことが必要だと思いますか。



○「企業等における時間外労働の縮減や年次有給休暇の取得促進など、職場での働き方の見直し」、「企業等における職場での育児休暇や看護休暇が取得しやすい雰囲気づくり」が上位を占めました。

（９）女性が職業につく、または、働き続けていくうえで必要な取組について

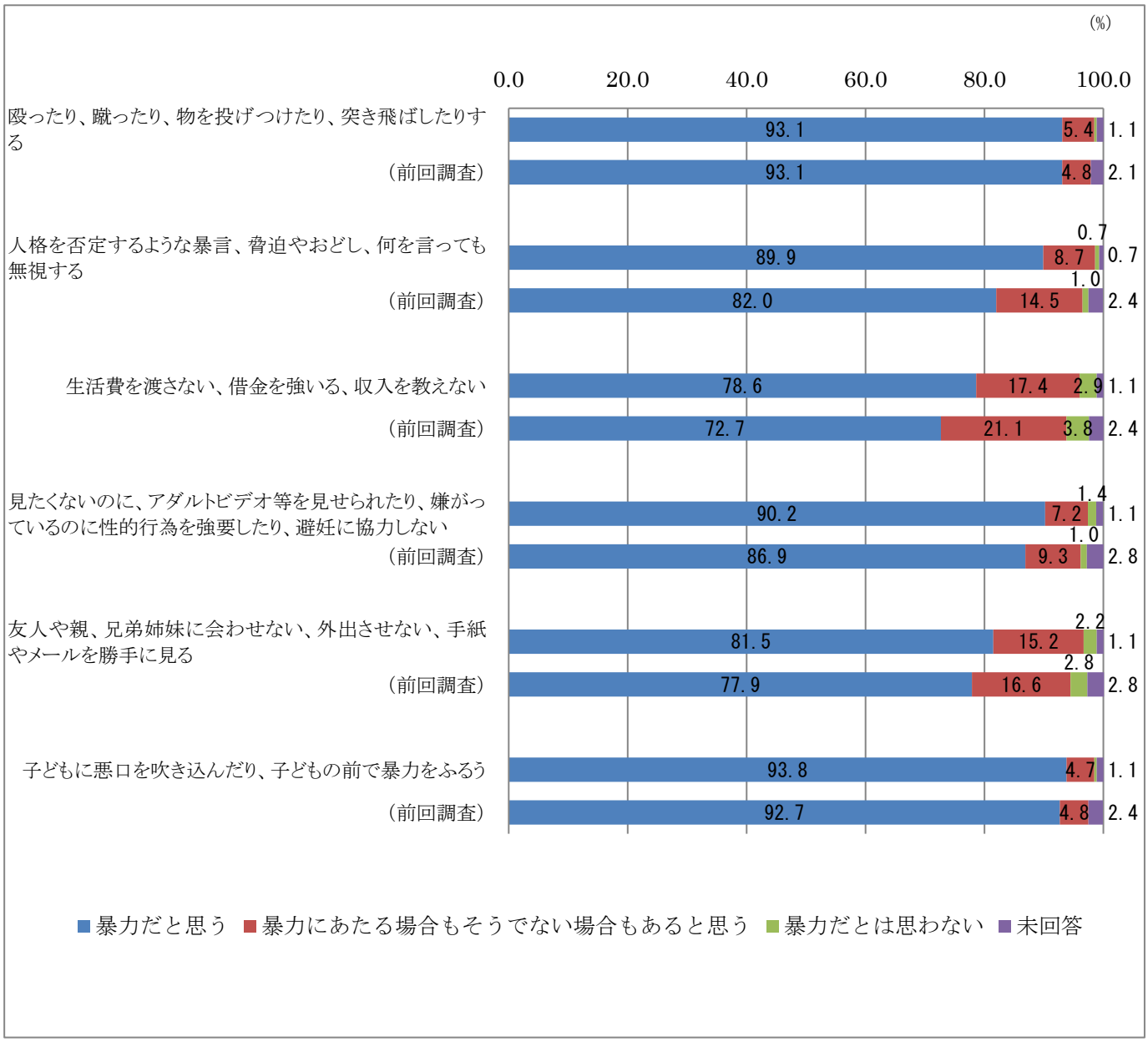
問　女性が職業につくうえで、または働き続けていくうえで、今後どのようなことが必要だと思いますか。



○「出産・育児・介護に関しての職場の理解」「男性の家事分担等、家族の理解と協力」など、周囲の理解を求める回答が上位を占めました。

（10）配偶者・パートナーからの暴力について

問　夫婦（事実婚や別居中を含む）の間で行われた場合、それをどのように感じますか。



○全ての項目において「暴力だと思う」が最も多く、７割を上回りました。「生活費を渡さない、借金を強いる、収入を教えない」「友人や親、兄弟姉妹に会わせない、外出させない、手紙やメールを勝手に見る」については「暴力にあたらない場合もある」との回答が約２割となりました。

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）とは、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力」をいい、「暴力」には、殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、大声で怒鳴るといった「精神的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、交友関係を制限するといった「社会的暴力」も含まれます。

５　計画の基本方針

基本理念（目指すべき姿）

誰もが　お互いを尊重し　活躍できるまち　さがえ

市民一人ひとりが、性別にかかわらず、自らの個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる場面で活躍できる環境づくりを目指して、３つの基本目標を柱に施策を展開し、「男女共同参画社会」の実現に取り組みます。

多様性を認め、相互に理解し尊重する社会のもと、仕事、家庭、地域等あらゆる分野で、誰もがいきいきと輝くことができるよう、夫婦間の協力や働き方の柔軟化、地域における男女の参画促進等の施策を通じて、持続可能で活力ある「さがえ」の実現を目指します。

基本目標Ⅰ　【人権尊重･意識醸成】

性別にかかわらず、お互いを尊重し認め合う社会の基盤づくり

誰もが個人として尊重され、自らの意思によって多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが男女共同参画の理念を正しく理解していくことが必要です。

本市では、人権尊重の理念に対する理解を深め、性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消と社会慣行の見直しにつながる周知・啓発に努めます。また、子どもの頃からの教育・学習に加え、生涯学習など、あらゆる場面において男女共同参画に関する意識啓発や学習に取り組みます。

基本目標Ⅱ　【職場環境・共働】

あらゆる分野において、一人ひとりが活躍できる環境づくり

就業は、生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。男女共同参画の推進に伴い、職場における女性の活躍推進への意識改革も進み、活躍の場を広げる女性も増えてきていますが、未だに職場や家族の理解・協力が十分に得られないことや、偏った役割分担となっている現状があります。今後、女性の活躍の場を一層広げるためにも、このよ

うな状況を速やかに改善し、女性が働きやすい環境の形成に社会全体として取り組んでいくことが求められています。

また、人口減少が進む中、女性が働きやすい環境づくりを社会全体で取り組むことは地域経済や地域社会の活性化に直結する課題です。そのため、家庭においては、男女が安心して子育てや介護ができる環境づくりに取り組みます。職場においては、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みや、誰もが個々の能力を十分に発揮できる職場環境の整備を推進します。

基本目標Ⅲ　【生活基盤・健康】

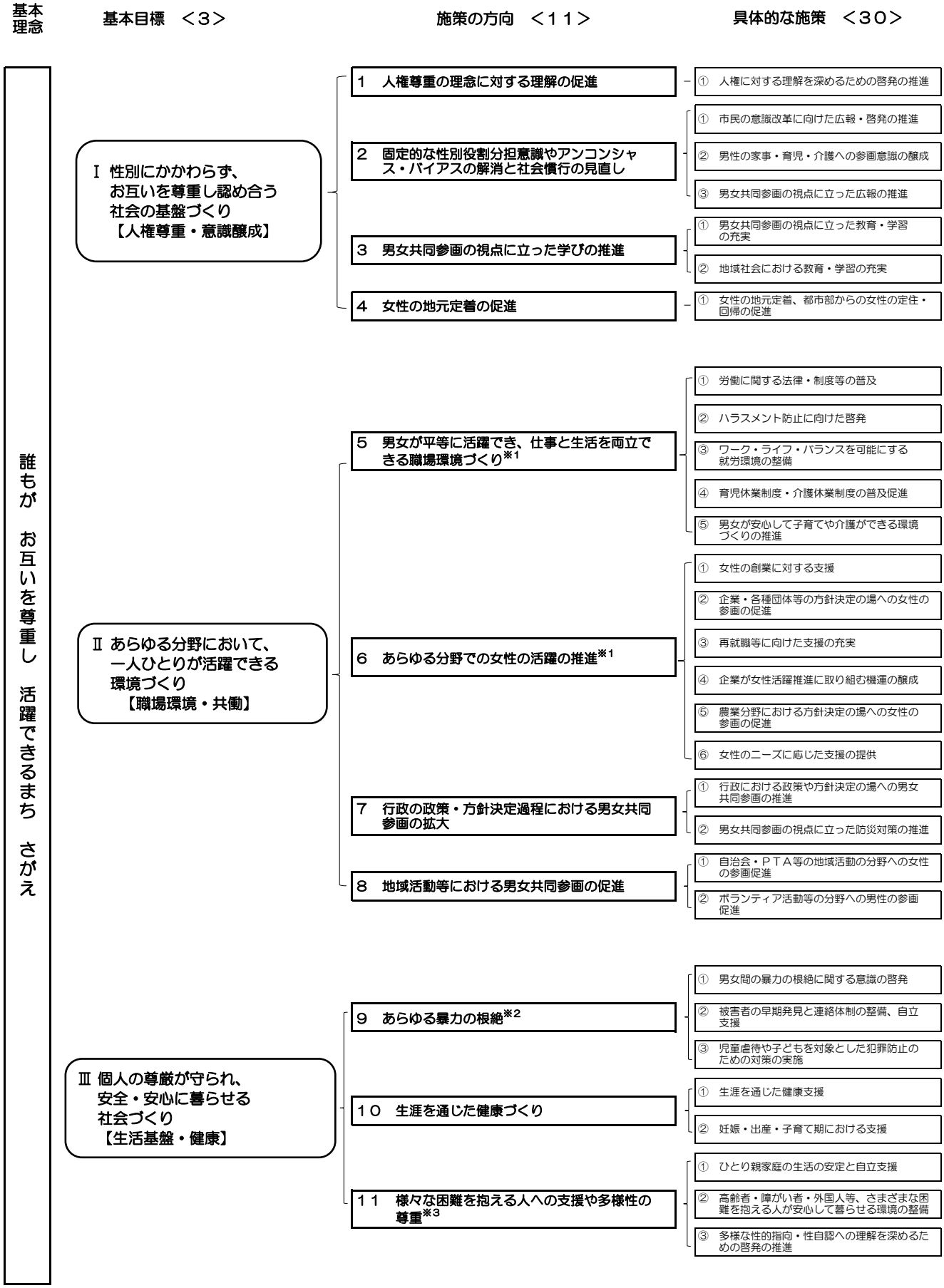
個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり

男女間の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害で、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題であることから、根絶に向けた意識啓発と被害者支援の体制整備に取り組みます。

また、生涯を通じた健康の維持・増進を図るため、ライフステージに応じた健康支援に取り組みます。

さらに、社会的に困難な状況に置かれやすい人々が安心して暮らせる環境の整備と、多様な性のあり方への理解促進を通じ、誰もが生活しやすい環境づくりに取り組みます。

６　施策の体系



※１：女性活躍推進法第６条第２項に規定する推進計画
※２：ＤＶ防止法第２条の３第３項に規定する基本計画
※３：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第８条第３項に規定する基本計画

第２章　計画の内容

基本目標Ⅰ
性別にかかわらず、お互いを尊重し認め合う社会の基盤づくり
【人権尊重・意識醸成】

施策の方向１　人権尊重の理念に対する理解の促進



【現状と課題】

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会とされています。（男女共同参画社会基本法第２条）

このような社会の実現にとって男女の人権の尊重は最も重要な視点でありますが、意識調査によると一部改善の動きが見られるものの、前回調査に続き、多くの分野で「男性優遇」と感じている結果となっていることから、誰もが人権尊重の理念を正しく理解するための普及啓発に取り組むことが必要です。

【具体的な施策】

施策		内容
①	人権に対する理解を深めるための啓発の推進	法務局・人権擁護委員協議会と連携して、人権に関する正しい知識の普及を図るとともに、誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、人権に対する理解を深めるための啓発などに取り組みます。

施策の方向２　固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消と社会慣行の見直し



【現状と課題】

意識調査では、「男女共同参画社会」という用語について約９割が知っていると回答したものの、「言葉も意味も知っている」と回答した割合は６割程度となりました。

また、家庭における夫婦の役割分担について、「夫婦ともに仕事をし、家事や育児を分担したほうがよい」と答えた割合が増加したものの、食事のしたくや掃除など家庭生活の大部分について依然として主に妻が行っていると回答した割合が高いなど、性別による固定的な役割分担意識は未だに残っています。

男女共同参画社会を形成していくためには、「男だから・女だから」といった性別による固定的な役割分担意識や無意識の偏見・思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消と社会慣行の見直しが必要となりますが、これらについては一朝一夕では改善できないものであることから、長期的な視点に立って男女共同参画意識の醸成を図るための啓発などに取り組んでいく必要があります。

【具体的な施策】

施策		内容
①	市民の意識改革に向けた広報・啓発の推進	「男女共同参画社会」の実現のためには、市民一人ひとりの意識が重要であることから、市報、ホームページ及びSNS等を活用した情報発信やパネル展等を行い、啓発を推進します。
		固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向け関係機関と連携を図るとともに、市報、ホームページ及びSNS等を活用して情報を発信します。
		男女共同参画に関する市民の意識調査の実施や事例等の情報収集と提供を行います。
②	男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成	要支援者等の家事支援の養成研修を実施し、男女に関わらず、介護の基本的な知識や技術の習得とともに、介護分野への参入のきっかけづくりに努めます。
		パパママスクールへの男性参加率向上を図るため開催日を工夫し、妊娠育児期における父親の役割についての情報提供を行います。
		保育所や幼稚園で開催している家庭教育講座等に男性の参加を促し、男性の育児への参画意識の醸成を図ります。
		男性が積極的に家事・育児・介護等へ参加できるよう、情報提供や学習機会の創出を図ります。
③	男女共同参画の視点に立った広報の推進	市の広報・刊行物について、性別による固定的な役割分担意識にとらわれた内容とならないよう配慮します。

施策の方向３　男女共同参画の視点に立った学びの推進



【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解する必要がありますが、そのためには、子どもの頃からの教育・学習に加え、生涯学習の場など、あらゆる場面において男女共同参画に関する意識啓発や学習に取り組むことが重要です。

このため、家庭や学校、職場、地域等において、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、教育・学習の充実を図ります。

【具体的な施策】

施策		内容
①	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	子どもの意識形成に重要な役割を果たしている家庭における男女共同参画を推進するため、保育所・幼稚園・学校から保護者に対し男女共同参画に関する情報の提供を行います。
		保育所・幼稚園・学校において、人権の尊重や相互理解について、男女平等の視点に立った保育・教育を実施します。
		学校での職場体験において、男女別の固定的な職業意識にとらわれることなく、本人の希望に応じた体験ができるように努めます。
②	地域社会における教育・学習の充実	市民大学である「寒河江さくらんぼ大学」の講座などにおいて、個人の尊厳や、男女共同参画の意識を高めるための学習機会を提供します。
		介護予防及び認知症サポーター養成講座を実施し、健康づくり及び介護予防の普及に努めます。

施策の方向４　女性の地元定着の促進



【現状と課題】

人口減少など社会情勢が変化している社会の中で、若年女性の県外流出が顕著であり、女性の定着・回帰に向けた取組が課題となっています。若年女性から選ばれるまちにしていくために、結婚・出産・子育てがしやすい環境づくりや多様な働き方ができる環境の整備を進めていく必要があります。

【具体的な取組】

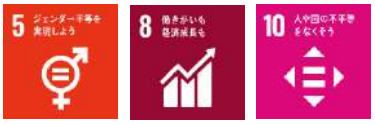
施策		内容
①	女性の地元定着、都市部からの女性の定住・回帰の促進	国や県、関係機関と連携して、意欲と能力のある女性が社会で活躍している事例紹介や都市部からの移住・定住を推進するための情報を発信します。

＜基本目標Ⅰの数値目標＞

指標名		現状値	目標値
①	「男女共同参画社会」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	６３．４％ （Ｒ８調査）	８０％
②	母親と父親（パートナー）が協力し合って育児をしている家庭の割合	９３．７％ （Ｒ７年度）	１００％

基本目標Ⅱ
あらゆる分野において、一人ひとりが活躍できる環境づくり
【職場環境・共働】

施策の方向５　男女が平等に活躍でき、仕事と生活を両立できる職場環境づくり



【現状と課題】

女性の活躍の推進は、経済社会に多様な価値観をもたらし、イノベーション※1の創出にもつながるものと期待されています。

しかしながら、意識調査では、職場において「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した割合は減少したものの、５割近くとなっており、職場における男女間の格差は依然として解消されていない状況にあります。

また、男性も女性も働きたい人すべてが、仕事と子育て・介護・地域活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮するためには、仕事と生活の調和の実現が重要です。

意識調査では、家庭生活、仕事、地域活動のバランスのとれた生活を過ごしていると回答した割合は少し増えましたが、５割程度でした。また、仕事と生活の調和の実現にあたり「企業等における時間外労働の縮減や年次有給休暇の取得促進など、職場での働き方の見直し」「企業等における職場での育児休暇や看護休暇が取得しやすい雰囲気づくり」が重要であるとの回答が多く寄せられました。

さらに、性別を理由とする差別的取扱いやハラスメント等の根絶、男女間の賃金格差の解消など雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保が不可欠です。

これらを踏まえ、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を確保するため、労働に関する法律・制度等の啓発・普及やハラスメントの防止対策の促進や男女とも子育てや介護をしながら働き続けられる環境の整備を進めていく必要があります。

【具体的な施策】

施策		内容
①	労働に関する法律・制度等の普及	男女雇用機会均等法等労働に関する法律や制度等について、国・県と連携しながら周知します。
②	ハラスメント防止に向けた啓発	セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなどの各種ハラスメントについて、国・県と連携しながら防止に向けた啓発に努めます。
③	男女が安心して子育てや介護ができる環境づくりの推進	なか保育所で実施している「こども誰でも通園制度」を民間の保育施設にも拡大し、保護者が利用しやすい環境を整備します。また、介護をしながら安心して働けるよう、地域包括支援センターの周知を強化し、介護サービス事業所など関係機関との連携を推進します。

※1　新しいものを生産する、あるいは既存のものを新しい方法で生産すること

施策の方向６　あらゆる分野での女性の活躍の推進



【現状と課題】

女性活躍推進法が平成 27 年 9 月に公布・施行されて以降、職業生活をはじめさまざまな分で女性の活躍を進める気運が高まっています。その後押しとなる取り組みが求められています。

一方で、子育てなどを理由に退職する女性は依然として多く、ライフイベント※1を経ても働き続けられる職場環境の整備に加え、一度退職した後も希望に応じた働き方を選択できる支援が必要です。

また、市の審議会などでは女性委員の登用に努めているものの、十分に進んでいるとはいえません。自治会・町内会や PTA・保護者会の代表・役員への就任を「断る」と回答した女性の割合は男性を上回っており、その理由として「責任ある役は引き受けたくない」「自分や家族の負担が増える」が多く挙げられています。女性の参画拡大は各分野の活力につながると期待されるため、本市では女性が自らの意志に基づいて多様な分野に参画できるよう、能力向上の支援やきっかけづくりを進めていく必要があります。

【具体的な施策】

施策		内容
①	女性の創業に対する支援	創業セミナーの開催や、寒河江百貨店※2に設置しているレンタルオフィスを活用し、女性創業者への支援を実施する。
②	企業・各種団体等の方針決定の場への女性の参画の促進	企業や団体等に対し、意思決定過程への女性の参画を働きかけます。
③	再就職等に向けた支援の充実	山形労働局や市技術振興協会と連携した職業能力開発に関する講座やハローワークと連携した就職面接会を開催します。
④	企業が女性活躍推進に取り組む気運の醸成	女性の活躍の推進などに積極的に取り組む企業（えるぼし認定企業※3、やまがたスマイル認定企業※4）等の増加を図るほか、制度や認定企業の情報を紹介するなど、気運の醸成を図ります。
⑤	農業分野における方針決定の場への女性の参画の促進	県と連携し、女性の就農支援に取り組むほか、指導農業士等の指導的立場への女性登用が進むよう働きかけるとともに、各種会議やイベント等への積極的な参加を促し、多様な視点を農業分野における方針に反映されるよう、女性参画の増加を図ります。
⑥	女性のニーズに応じた支援の提供	女性が自らの意思によって自分らしい生き方を選択できる社会を目指し、社会のあらゆる分野における活動に積極的に参画できるよう、ニーズに応じた情報提供を行います。

※1　結婚、妊娠、出産、育児、自分の家族の傷病、介護などの人生上のできごと

※2　注目度や独創性の高い「100 の品」を展示販売するほか、カフェを中心としたコワーキングスペースやレンタルオフィス、レンタルキッチンを備え、創業支援、新事業展開、人材育成を主な目的とした中心市街地活性化の核となる施設

※3 次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立のための行動計画を策定・実施するなど、一定の要件を満たした企業を子育てサポート企業として認定する制度

※4 「ワーク・ライフ・バランス」や「女性活躍」の推進に取り組んでいる企業等を山形県が認定する制度

施策の方向７　行政の政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大



【現状と課題】

あらゆる分野の政策・方針決定過程に男女が共に参画することは、多様な意見や視点を反映する機会となり、男女が共に暮らしやすいまちづくりが可能となります。令和８年３月末の市の審議会等における女性の比率は 28.5%となり第３次計画の目標値である 40%を達成できなかったことから、引き継ぎ積極的な登用に取り組み、多様な意見を市政に反映させる必要があります。

また、近年、災害が頻発している中で、多様なニーズに対応するために、救援物資や避難所運営等で、女性や子育てのニーズに配慮した対応ができるよう男女共同参画の視点から災害対応が行われることが必要です。

【具体的な施策】

施策		内容
①	行政における政策や方針決定の場への男女共同参画の推進	審議会・委員等における女性委員の比率の目標を５０％とし、各種団体へ委員候補者について女性の推薦を働きかけるなどし、積極的な登用を進めます。
②	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	防災計画等の見直しや災害時の指定避難所の運営において、男女共同参画の視点から防災・減災の取組を推進します。

施策の方向８　地域活動等における男女共同参画の促進



【現状と課題】

自治会やＰＴＡ等の地域活動の分野では依然として男性が役職に付いていることが多いなど性別による固定的な役割分担意識や社会慣行が改善されていないのが現状です。

一方、人口構造の変化・価値観やニーズの多様化を背景に地域の課題は複雑化しており、これらの課題解決のためには、多様な人材を登用し、新たな視点や発想を取り入れることが重要であることから、一人ひとりが希望に応じて様々な場面で活躍できるよう、行政が後押ししていく必要があります。

【具体的な施策】

施策		内容
①	自治会・ＰＴＡ等の地域活動の分野への女性の参画促進	各学校のＰＴＡ組織や活動における柔軟性を確保し、女性がより参画しやすい環境づくりに努めます。
		自治会等の地域活動において、女性が希望に応じて活躍できるよう、女性の活躍事例等を紹介するなどして、地域活動組織への参画促進を図ります。
②	ボランティア活動等の分野への男性の参画促進	女性の参加が多くなりがちなボランティア活動において、性別にとらわれず、元気な高齢者やNPO等に参加する男性をはじめ、幅広い年代の男性に積極的に働きかけ、参画を促進します。また、介護予防サポーター等養成講座を実施し、男女に関わらず高齢期の介護予防活動の自助・互助の取組を推進します。

＜基本目標Ⅱの数値目標＞

指標名		現状値	目標値
①	「男女雇用機会均等法」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	７６．８％ （Ｒ８調査）	９０％
②	「ワーク・ライフ・バランス」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	６９．２％ （Ｒ８調査）	９０％
③	育児休業取得率（従業員５名以上の市内事業所）	女性 95.5% 男性 93.2% （Ｒ６年度）	女性１００％ 男性１００％
④	やまがたスマイル企業の認定件数※1	２７社 （Ｒ７年度）	４０社
⑤	女性の創業相談件数	１５１件 （R３～R７年度の累計）	１８０件 （R９～R13年度の累計）

⑥	女性就業率※2	５２．７％ （Ｒ２年度）	５７％
⑦	市の審議会等における女性委員の比率	２８．５％ （Ｒ７年度）	５０％

※1　ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に取り組んでいる企業を山形県が認定する制度

※2　労働力人口（15 歳以上）に占める就業者の割合。「就業者数」÷「15 歳以上人口」×100

基本目標Ⅲ
個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり
【生活基盤・健康】

施策の方向９　あらゆる暴力の根絶



【現状と課題】

意識調査では、ＤＶについて「言葉も意味も知っている」と回答した割合が８割を超え、また、身体的な暴力以外の、人格を否定するような暴言、脅迫や脅し、無視するなどの精神的なものや生活費を渡さないなどの経済的なもの等について「暴力だと思う」と回答した割合も７割を超えるなど、市民の間でもＤＶ※1に関する正しい理解が進んでいると考えられます。しかし、デートＤＶ※2について「言葉も意味も知っている」と回答した割合が５割に達しておらず、さらなる啓発が必要です。

ＤＶは、被害者自身がＤＶを受けていることを認識していなかったり、自ら名乗り出ないで泣き寝入りするなど被害が潜在化している場合も少なくなく、周辺からの通報が鍵を握る場合もあり、根絶に向けては地域社会全体での対応も不可欠です。

ＤＶについては、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識のもと、ＤＶを許さない社会づくりを進めるため、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発や取組が必要です。県、関係機関及びＮＰＯ等との連携を強化し、ＤＶ対策を進めます。

※1　ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと

※2　婚姻関係にない１０代～２０代の交際関係にある者またはあった者の間で行われる身体的・精神的などの苦痛を与える暴力的行為のこと

【具体的な施策】

施策		内容
①	男女間の暴力の根絶に関する意識の啓発	ＤＶは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識のもと、関係機関と連携しながら、あらゆる暴力の根絶、性と健康への理解を進めるため、周知・啓発に努めます。
		「性的マイノリティ」に対する偏見や差別などがないよう、正しい理解を促進するとともに、児童生徒に対して日常の教育活動を通じて人権意識の醸成を図ります。また、教育活動全体を通して、いかなる場合も暴力は許されないものであることを指導します。
②	被害者の早期発見と連絡体制の整備、自立支援	専門職による家庭訪問、健康相談を実施し、ＤＶに結びつく内容の場合は関係機関と連携し対応します。

		ＤＶ被害者の相談はもとより、周囲からの情報提供も含め、被害者の早期発見に向けた相談窓口や通報先の周知と県や警察も含めた連絡体制の充実を図ります。また、必要に応じて措置入所を考慮する等、被害者の安全を第一に考慮して対応します。
③	児童虐待や子どもを対象とした犯罪防止のための対策の実施	虐待が疑われる場合の情報提供や相談窓口について、市民へ働きかけを行うほか、虐待防止についての普及・啓発に努めます。また、情報提供があった場合には、関係機関と連携しながら適切に対応していきます。
		児童 1 人１台に配布したタブレットを家庭でも適切に活用できるよう、発達段階や実態に応じた情報モラル教育を体系的に推進するとともに、家庭との連携も一層強めていきます。

施策の方向１０　生涯を通じた健康づくり



【現状と課題】

生涯にわたって健康を保つことは、一人ひとりが生き生きと暮らすための土台です。男女共同参画社会を実現するには、男女ともに互いの身体の違いを理解し、思いやりをもって暮らすことが前提となります。

特に妊娠・出産は女性の健康にとって大きな節目であり、妊娠前から育児期まで切れ目なく支援することや、社会全体で母性を守ることへの理解が重要です。

また、高齢者の介護予防では、生涯を通じた健康づくりを支えるとともに、元気な高齢者が社会で活躍することにもつながります。

これらを踏まえ、男女がお互いの性について理解を深めるとともに、誰もが生涯にわたって健康でいられるよう、健康づくりを進めていく必要があります。

【具体的な施策】

施策		内容
①	生涯を通じた健康支援	ライフコースアプローチ※1を踏まえ、こども、女性、高齢者の健康に関する教室の開催や知識の啓発に努めるとともに、地域や企業と連携した働き世代の健康づくりに取り組みます。また、年代に応じた健康診断を実施し、疾病の早期発見に努めます。さらに、年齢を問わない健康ポイント事業の実施により、地域や個人の健康行動を促すとともに、市民自らが取り組む多様な地域介護予防を推進します。
②	妊娠・出産・子育て期における支援	妊娠を望む夫婦への不妊・不育症治療の助成、妊婦への支援給付金の支給、産後ケア事業、産婦健康診査や１か月児健康診査の費用助成などを通じて、妊娠前から育児期まで切れ目のない支援を行います。また、妊娠届出時や妊娠後期の面談・面接、出産後の乳児家庭全戸訪問により、家族の健康面を含めて状況を把握し、必要に応じた相談支援を実施します。
		母子健康手帳の交付時に育児に関するパンフレットを配布して情報提供を行います。

※1　人の健康を出生から高齢期までの一連の流れでとらえ、各ライフステージに応じた健康づくりを切れ目なく支援する考え方

施策の方向１１　様々な困難を抱える人への支援や多様性の尊重



【現状と課題】

昨今の雇用・就業をめぐる環境の変化や高齢化、核家族化等の進展に伴い、貧困や地域での孤立など、様々な生活上の困難に直面する人々が増えています。特に、ひとり暮らしの高齢者、障がい者、外国人居住者やセクシュアル・マイノリティ※1などは、様々な要因で困難な状況におかれることが多く、きめ細やかな支援が必要となります。

また、子育てや経済面の不安を抱えやすいひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加しており、社会的・経済的な自立ができるよう総合的な取組が必要となります。

さらに、性の多様性についての理解はまだ十分とはいえないため、誰もが暮らしやすい社会とするための啓発が必要です。

【具体的な施策】

施策		内容
①	ひとり親家庭の生活の安定と自立支援	母子・父子自立支援員が相談を通じてひとり親家庭の生活実態を把握し、各種給付金を活用しながら自立に向けた支援を行います。また、学習塾に通うことが難しい子どもを対象に「さくらんぼ塾」を開催するとともに、受験料や模擬試験受験料の支援金を支給し、教育面での経済的負担を軽減します。
		就学機会を確保するため、学用品費、修学旅行費やオンライン通信費など就学に要する費用を援助します。
②	高齢者・障がい者・外国人等、さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	民生委員・児童委員や地域福祉推進員による見守りや除雪対策などの生活支援を行い、ひとり暮らし高齢者等が地域で孤立しないよう支えます。あわせて、地域包括支援センターを中心に相談対応と自立支援の取組を強化します。
		障がい者に対し、国・県・市の支援制度の情報提供を十分行うとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、基幹相談支援センターを活用し相談体制の充実強化を図ります。
		外国人向けに「暮らしのガイドブック」を作成し安心して生活できる環境を整備します。また、市国際交流協会のイベント等を通じ、市民と外国人との交流機会を創出します。
③	多様な性的指向・性自認への理解を深めるための啓発の推進	性の多様性に関するパネル展示やリーフレット配布による啓発を行います。

＜基本目標Ⅲの数値目標＞

指標名		現状値	目標値
①	「デートＤＶ」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	４８．６％ （Ｒ８調査）	８５％

②	３か月健診受診率	１００％ （Ｒ７年度）	１００％
③	やまがた健康企業宣言登録事業者数※２	８０社 （Ｒ７年度）	９３社

※１　性的少数者、性的マイノリティ。同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーやその他の多様な性自認や性的指向を持つ人

※２　全国健康保険協会山形支部「やまがた健康企業宣言」登録所数

第３章　計画の推進体制

１　庁内の推進体制

計画に掲げた施策を着実に推進するため、庁内に関係課で構成する「寒河江市男女共同参画計画推進委員会」を設置して進捗状況の把握を行うとともに、関係課の連携を強化することで、総合的に取組を推進します。

２　計画の進行管理

施策の進捗状況を把握し､その結果を寒河江市男女共同参画審議会に報告するとともに、今後の施策展開に向けた意見を聴取しながら、男女共同参画社会の形成に取り組みます。

３　国・県との連携

男女共同参画に関する施策は、長期的な視点に立って、着実・継続的な取組が必要であることから、男女共同参画社会形成の推進について、国や県などと連携を図りながら取り組んでいきます。

付　属　資　料

〇寒河江市男女共同参画審議会委員名簿（五十音順）

No.	氏　　名	所　属　等
1	青　山　龍　平	寒河江市ＰＴＡ連合会　会長
2	安 孫 子 文 剛	株式会社寒河江測量設計事務所　代表取締役 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（「子育てサポート企業」くるみんマーク取得） ・山形いきき子育て応援企業　優秀（ダイヤモンド）企業認定
3	工　藤　正　年	社会福祉法人　寒河江市社会福祉協議会　会長
4	國　井　恵　子	公募委員
5	菅　原　翔　榮	寒河江市幼児教育連絡協議会　副会長
6	玉　谷　宗　嗣	寒河江公共職業安定所　統括職業指導官
7	田　宮　靖　子	日東ベスト株式会社　生産本部係長 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（「子育てサポート企業」くるみんマーク取得）
8	西　尾　沙　織	寒河江市消防団
9	仁　藤　浩　子	寒河江市人権擁護委員協議会　人権擁護委員
１０	舩　田　栄　子	国際ソロプチミスト寒河江　会長

〇計画策定までの経緯

日　　程	内　　容
令和８年６月24日～７月10日	男女共同参画社会に関する意識調査
令和８年９月 16 日	第１回　男女共同参画審議会 ・第４次計画策定について諮問 ・第３次計画の取組状況・意識調査結果の説明
令和８年 10 月 21 日	男女共同参画計画策定に係る庁内検討会議
令和８年 11 月４日	第２回　男女共同参画審議会 ・男女共同参画計画（案）の内容検討
令和８年 11 月 20 日	市議会議員懇談会 ・男女共同参画計画（案）の説明
令和８年 11 月 21 日～12 月 20 日	パブリックコメントの実施

寒河江市 企画戦略課

〒991-8601
寒河江市中央一丁目９番45号
ＴＥＬ：０２３７－８５－１４１３
ＦＡＸ：０２３７－８６－７２２０

令和９年　月策定